



報道関係者 各位

令和6年5月30日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 安全課

安全課長 塚田和男(内線6050)

主任産業安全専門官 永吉浩一(内線6051)

産業安全専門官 生田 悟(内線6082)

(代表電話) 045(211)7352

## 神奈川県下における令和5年の労働災害発生状況について

### ～死亡災害が大幅に増加～

神奈川県労働局(局長 藤枝 茂)では、令和5年における神奈川県内の労働災害の発生状況を取りまとめたので、その概要を発表します。

#### 1 労働災害発生状況

令和5年の労働災害による死亡者数は42人(対前年比12人増加)となりました。また、休業4日以上之死傷者数は(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く、以下同じ)8,002人で対前年比210人増加(2.7%増)となりました。

労働災害の概要は次のとおりです。

##### (1) 死亡災害発生状況

業種別では、建設業で16人(対前年比7人増加)、陸上貨物運送事業で9人(対前年比3人増加)、製造業で4人(対前年比2人増加)、農業で4人(前年0人)となりました。

また、事故の型別では「墜落、転落」で15人(対前年比で4人増加)、「交通事故」で7人(対前年比で1人増加)、「はさまれ、巻き込まれ」で5人(対前年比で4人増加)となりました。

##### (2) 死傷災害発生状況

業種別では、陸上貨物運送事業で1,111人(対前年比で68人減少)、社会福祉施設で1,110人(対前年比で127人増加)、小売業で1,051人(対前年比で22人増加)、製造業で1,034人(対前年比で58人減少)、建設業で774人(対前年比で72人増加)となりました。

事故の型別では、「転倒」で1,889人(対前年比107人減少)、「動作の反動・無理な動作」で1,672人(対前年比152人増加)、「墜落・転落」で1,259人(対前年比163人増加)、「はさまれ、巻き込まれ」で677人(対前年比3人減少)となりました。

年齢階層別では、60歳以上が2,090人(対前年比で71人増加)、50歳代が2,286人(対前年比で130人増加)、40歳代が1,479人(対前年比で52人減少)、30歳代が989人(対前年比で57人増加)、30歳未満が1,158人(対前年比で4人増加)となりました。

## 2 労働災害防止のための取組

神奈川県労働局では、第14次労働災害防止推進計画に基づき、以下を重点とした対策に取り組んでいます。

### (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策

建設業における「墜落、転落」災害の防止（安全な作業床の確保、墜落防止のリスクアセスメントの推進及びフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の普及等）、製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止対策（本質安全化、機械のリスクアセスメントの推進等）

### (2) 労働災害が多発傾向にある、又は減少が見られない業種への対応

小売業・社会福祉施設に対する労働災害の防止対策（「職場における腰痛予防対策指針」の普及等）及び陸上貨物運送事業に対する労働災害の防止対策（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の普及等）

### (3) 全ての業種に向けた労働災害防止への対策

全ての業種に対し、作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（神奈川県産業保健総合支援センターが行う「ゼロ災！無料出張サービス」の利用推進）、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（「エイジフレンドリーガイドライン」の普及）及び熱中症における労働災害防止対策

また、全国一斉の取組として「全国安全週間」（本週間：7月1日から7日）が始まります。

神奈川県労働局では、「全国安全週間」に向けて、労働局長によるパトロールを実施する他、7月5日には安全衛生に係る優良事業場、団体又は功績者等に対する表彰式を実施するなどして、引き続き自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発行ってまいります。

## 関係資料

- ・ 労働災害発生状況（推移・業種別・事故の型別・年齢階層別）
- ・ 転倒防止に集中！！（神奈川県労働局リーフレット）
- ・ 「第14次労働災害防止推進計画の概要」（神奈川県労働局リーフレット）

資料1 労働災害発生状況（推移・業種別・事故の型別・年齢階層別）

図1-1 死傷者数の年別推移

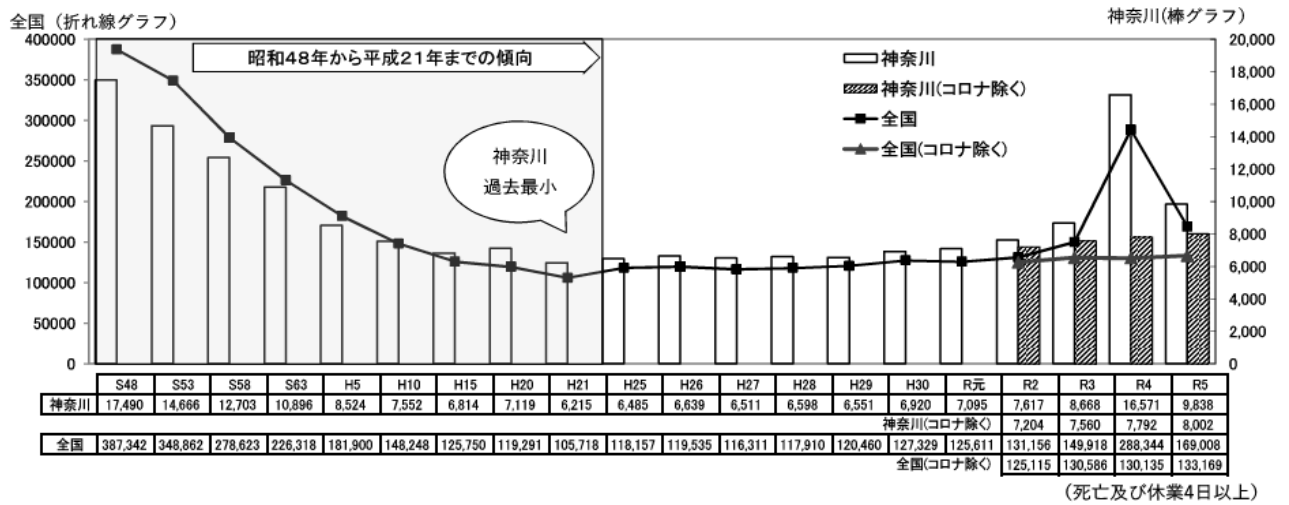


図2-1 業種別死傷者数（令和5年）

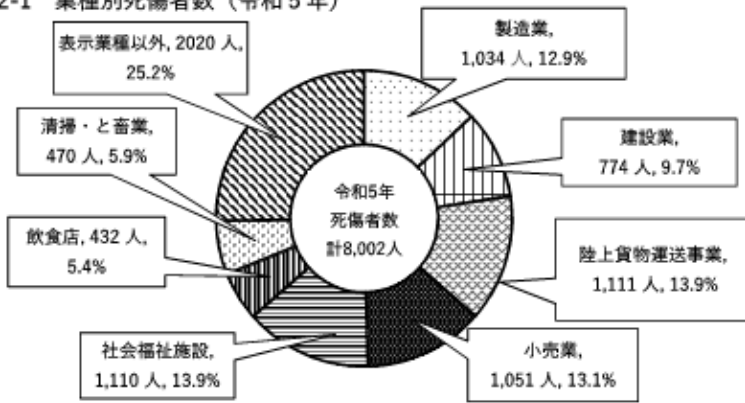


図3-1 事故の型別死傷者数

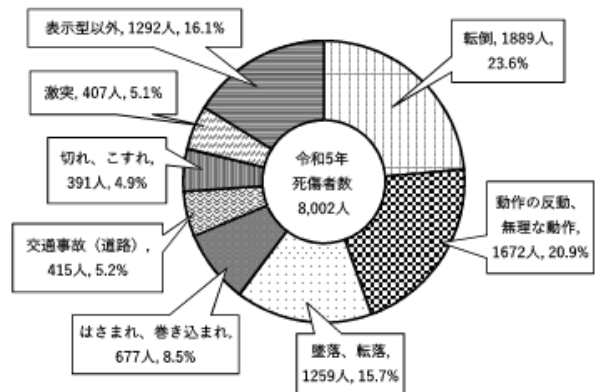


図2-2 業種別死亡者数（令和5年）

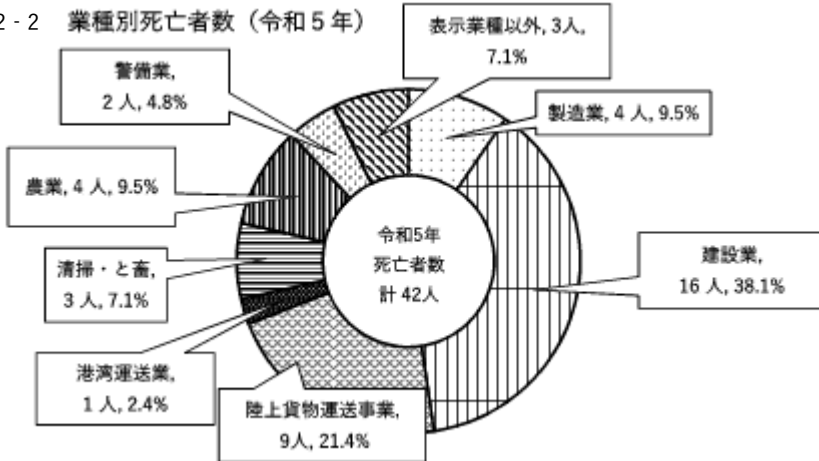
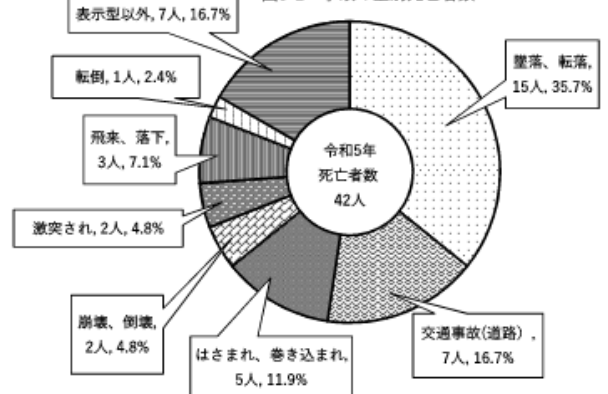
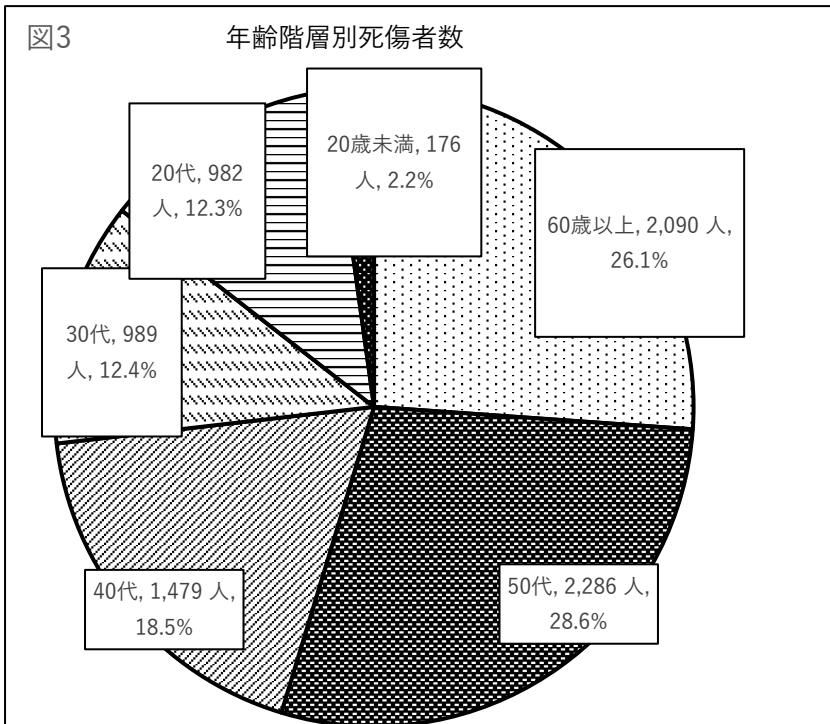


図3-2 事故の型別死亡者数



資料1 労働災害発生状況（経年・業種別・事故の型別）



# 転倒防止に集中!!

## 令和5年の転倒災害発生状況



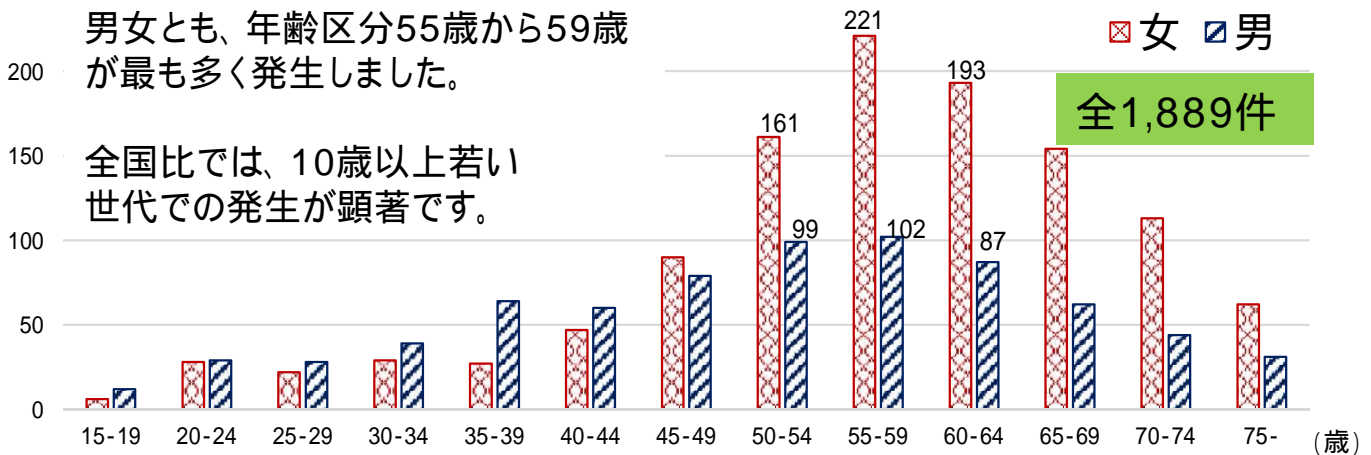
### STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川 2024

すべり注意

- ・転倒は、50歳代以上で多発しています。
- ・高齢女性の転倒災害件数は特に高い結果でした。



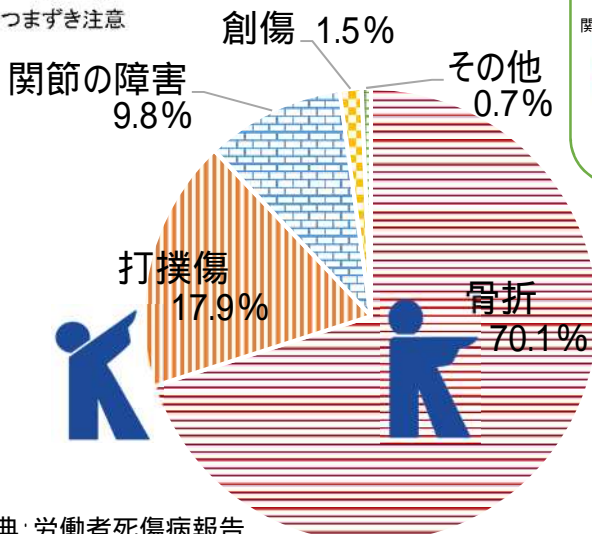
(人)



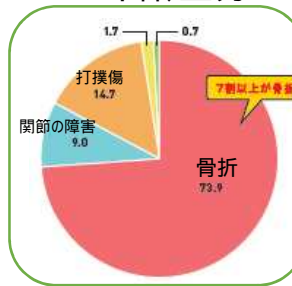
出典: 労働者死傷病報告



つまずき注意



#### 年齢区分



出典: 厚生労働省「第14次労働災害防止計画の概要」

- ・中高年齢女性は「骨密度の低下により骨折しやすい」と言われています。
- ・骨折が全国と同様、7割以上です。
- ・神奈川では全国と比べ「打撲傷」がやや多く発生しています。
- ・休業見込1か月以上が54%です。

出典: 労働者死傷病報告

50歳以上女性のみ904件

# 転倒災害防止のポイント

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物があれば片づける。	<input type="checkbox"/>
2	床の水・氷・油・粉類などを除去、放置しない！	<input type="checkbox"/>
3	足元の十分な明るさ（照度）を確保。	<input type="checkbox"/>
4	転倒予防の教育を実施。	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は作業現場にあった耐滑性 & 適したサイズ。	<input type="checkbox"/>
6	転倒しそうな / 転倒のあった場所の危険マップを作成し、周知。	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所・滑りやすい場所に標識で注意喚起。	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホ、ポケットに手を入れ歩く等を禁止！手すり持って階段昇降。	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操・転倒予防体操などを導入	<input type="checkbox"/>

転倒は腰痛等と併せて「行動災害」と言われています。

まずは、行動災害が経済的損失であることを知ることが重要であり、次に対策を検討します。対策はハード・ソフト両面の対策が求められます。

事業者・発注者のほか、労働者、消費者・サービス利用者など、全ての関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが求められます。

## ソフト対策としての具体的取組み



ころばNICEかながわ体操

短時間で、どこでも体操！動画も掲載！

(神奈川県労働局のサイトです)



ゼロ災！無料出張サービス

健康測定・チェック、社内セミナー実施等  
企業への専門家派遣でお手伝い！無料です！

(神奈川県産業保健総合支援センターのサイトです)



### ☑ 転倒等リスクチェック

### ☑ 運動プログラムの導入等

- 労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防  
転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省 毎日3分でできる  
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



### ☑ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

- 特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。



# 第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要

神奈川労働局（2023年）

計画期間 2023年度から2027年度まで

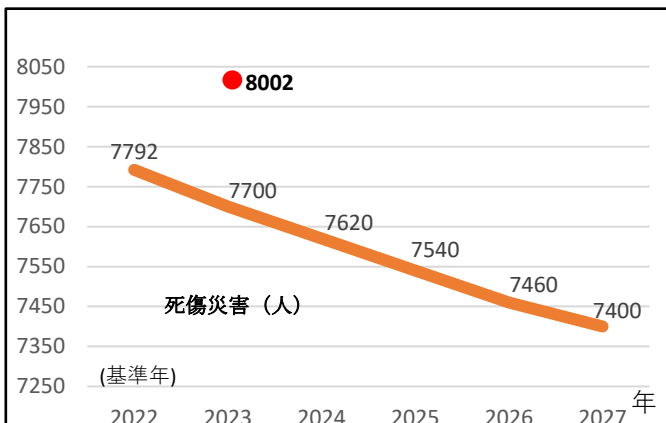
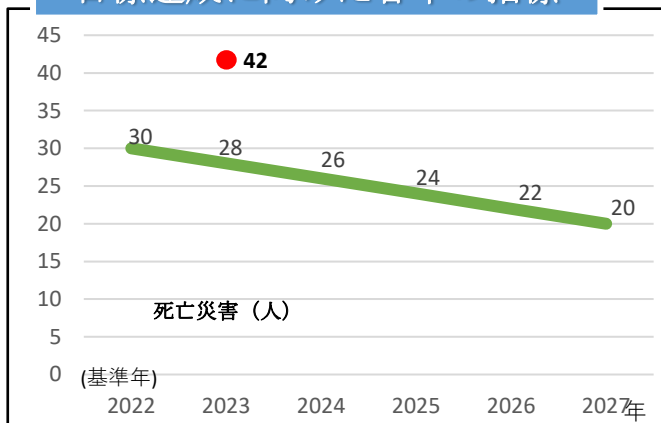
## 計画の全体目標

- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

【2022年(比較基準年):死亡者数30人、死傷者数7,792人】

【2027年(最終目標:死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下)】

## 目標達成に向けた各年の指標



## 目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
  - ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
  - ・ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
  - ・ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
  - ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
  - ・ 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
  - ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
  - ・ 労働者の健康確保対策の推進
  - ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いいたします。



14次防アンケートアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

<b>1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発</b>	
<b>安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備</b>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。</li> <li>国や労働災害防止団体等が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。</li> <li>「Safe Work KANAGAWA」のロゴなど用いて、事業場内外の安全意識の高揚を図る。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「+safe協議会」「健康経営優良法人認定制度」などの活用を図る。</li> <li>事業者の具体的な取組につながるよう、他の事業場の好事例について、業種や規模等に即した個別具体的な取組も含め積極的に周知する。</li> <li>労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。</li> </ul>
<b>2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策</b>	
<b>【アウトプット指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに<b>50%以上</b>とする。</li> <li>卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</li> <li>介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒災害は、極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、その取組を進める。</li> <li>非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。</li> <li>職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。</li> <li>ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を推進する。</li> <li>「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」「ころばNICEかながわ体操」を推進する。</li> </ul>
<b>3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進(抜粋)</b>	
<b>【アウトプット指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を複数実施する事業場の割合を2027年までに<b>50%以上</b>とする。</li> </ul>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。</li> <li>健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。</li> <li>転倒防止対策の取組を推進するための周知啓発、支援等を行う</li> <li>コラボヘルス推進のための費用支援制度の周知、活用促進を図る。</li> </ul>
<b>4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b>	
<b>【アウトプット指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>母国語に翻訳された教材や視聴覚教材等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに<b>50%以上</b>とする。</li> </ul>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。</li> <li>多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者への安全衛生教育のための手法を提示するほか、危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。</li> <li>「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。</li> </ul>
<b>5 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進</b>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「個人事業主等に対する安全衛生対策のあり方に関する検讨会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関する事、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関する事、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を検討する。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「個人事業主等に対する安全衛生対策のあり方に関する検讨会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関する事、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関する事、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を推進する。</li> </ul>
<b>6 業種別の労働災害防止対策の推進</b>	
<b>【アウトプット指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに<b>45%以上</b>とする。</li> <li>墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに<b>85%以上</b>とする。</li> <li>機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに<b>60%以上</b>とする。</li> </ul>	
<b>(1) 陸上貨物運送事業対策</b>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「荷役作業における安全ガイドライン」の安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷の積卸し作業の墜落・転落防止対策を推進する。</li> <li>神奈川荷役災害防止等連携推進協議会・陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法等を周知する。</li> </ul>
<b>(2) 建設業対策</b>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落転落災害防止対策の充実強化を推進する。</li> <li>デジタル技術を活用した建設施工の自動化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策を周知する。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進する。</li> </ul>
<b>(3) 製造業対策</b>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「はさまれ、巻き込まれ」により被災するおそれのある機械等について、製造者（メーカー）及び使用者（ユーザー）がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。</li> <li>機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメントの実施に向けた取組を、引き続き推進する。</li> <li>機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。</li> <li>作業手順の理解などを高めるためのVRの活用を推進する。</li> </ul>
<b>7 労働者の健康確保対策の推進</b>	
<b>【アウトプット指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の取得率を2025年までに<b>70%以上</b>とする。</li> <li>勤務間インターバル制度を導入企業の割合を2025年までに<b>15%以上</b>とする。</li> <li>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</li> <li>労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに<b>50%以上</b>とする。</li> <li>必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</li> </ul>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスチェックの実施にとどまらず、結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。</li> <li>時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定改善（勤務間インターバル制度の導入等）を行う。</li> <li>産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策や産業保健活動に関する、事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援等を、引き続き推進する。</li> <li>長時間労働が疑われる事業場への監督指導、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知指導等の取組を推進する。</li> <li>「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、両立支援コーディネータの活用促進を図る。</li> </ul>
<b>8 化学物質等による健康障害防止対策の推進</b>	
<b>【アウトプット指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ<b>80%以上</b>とする。</li> <li>労働安全衛生法第3条に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに<b>80%以上</b>とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに<b>80%以上</b>とする。</li> <li>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	
<b>事業者が実施する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自発的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供等のラベル表示・SDS交付を的確に行う。</li> <li>石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。</li> <li>「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。</li> </ul>	<b>神奈川労働局の重点実施事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質による健康障害防止に向けた指導・支援を行うほか、中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会の機会を提供する。</li> <li>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止のための指導を行うほか、石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。</li> <li>「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用等の取組を推進する。</li> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導を行う。</li> </ul>

# 重点事項ごとの推進状況

		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年度
		2023年度 R6.4末現在	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)						
死亡災害については、2027年までに20人以下とする。	20人以下	28人	26人	24人	22人	20人
		42人	人	人	人	人
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年(7,792人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	7,400人以下	7,700人	7,620人	7,540人	7,460人	7,400人
		8,002人	人	人	人	人

※死傷災害にかかる目標は、新型コロナウイルスへのり患によるものを除いて決定した。

## 【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策						
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	1,996人以下	1,889人	人	人	人	人
	災害に占める割合26%以下	23.6%				
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下	38日				
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	171人以下	143人	人	人	人	人
	社会福祉施設の災害に占める割合17%以下	12.9%				

高年齢労働者の労働災害防止対策						
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	2,019人以下	2,247人	人	人	人	人
	災害に占める割合26%以下	28.1%				

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策						
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	336人以下	401人	人	人	人	人
	災害に占める割合4%以下	5.0%				

業種別の労働災害防止対策						
(上段は目標値、下段は実績値)						
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(1,179人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	1,120人以下	1,167人	人	人	人	人
		1,111人	人	人	人	人
建設業における死亡災害を2027年までに15%以上減少させる(9人→7人以下)。	7人以下	16人	人	人	人	人
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年(205人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	194人以下	202人	人	人	人	人
		190人	人	人	人	人

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である労働者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%				
	5%以下	(未集計)				
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。	(未集計)				

化学物質等による健康障害防止対策						
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が148人以下	(未集計)人	人	人	人	人
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が250人以下	81人	人	人	人	人

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。

※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。

※第14次労働災害防止計画(神奈川計画)詳細、当リーフレット(電子版)はこちらを御覧ください。

([https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html)

[roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/saiboukeikaku\\_00011.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html))